

●香川県告示第139号

坂出市及び善通寺市を香川県広域水道事業体設立準備協議会に加えるとともに、香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定においてその例によることとされる同法第252条の2の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部を変更する規約  
香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部を次のように変更する。  
次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>(協議会を設ける団体)</p> <p>第3条 この協議会は、香川県、高松市、丸亀市、<u>坂出市、善通寺市</u>、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 委員 <u>15名</u></p>	<p>(協議会を設ける団体)</p> <p>第3条 この協議会は、香川県、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 協議会は、次の人員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 委員 <u>13名</u></p>

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。